

# 全国健康保険協会（協会けんぽ）の任意継続被保険者の方の保険料額 （平成23年4月分～）

（埼玉県）

（単位：円）

標準報酬		報酬月額	健康保険料			
			介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合	
等級	月額		3月まで	4月から	3月まで	4月から
			9.30%	9.45%	10.80%	10.96%
1	58,000	円以上 ～ 円未満 63,000	5,394円	5,481円	6,264円	6,356円
2	68,000	63,000～73,000	6,324円	6,426円	7,344円	7,452円
3	78,000	73,000～83,000	7,254円	7,371円	8,424円	8,548円
4	88,000	83,000～93,000	8,184円	8,316円	9,504円	9,644円
5	98,000	93,000～101,000	9,114円	9,261円	10,584円	10,740円
6	104,000	101,000～107,000	9,672円	9,828円	11,232円	11,398円
7	110,000	107,000～114,000	10,230円	10,395円	11,880円	12,056円
8	118,000	114,000～122,000	10,974円	11,151円	12,744円	12,932円
9	126,000	122,000～130,000	11,718円	11,907円	13,608円	13,809円
10	134,000	130,000～138,000	12,462円	12,663円	14,472円	14,686円
11	142,000	138,000～146,000	13,206円	13,419円	15,336円	15,563円
12	150,000	146,000～155,000	13,950円	14,175円	16,200円	16,440円
13	160,000	155,000～165,000	14,880円	15,120円	17,280円	17,536円
14	170,000	165,000～175,000	15,810円	16,065円	18,360円	18,632円
15	180,000	175,000～185,000	16,740円	17,010円	19,440円	19,728円
16	190,000	185,000～195,000	17,670円	17,955円	20,520円	20,824円
17	200,000	195,000～210,000	18,600円	18,900円	21,600円	21,920円
18	220,000	210,000～230,000	20,460円	20,790円	23,760円	24,112円
19	240,000	230,000～250,000	22,320円	22,680円	25,920円	26,304円
20	260,000	250,000～270,000	24,180円	24,570円	28,080円	28,496円
21	280,000	270,000～	26,040円	26,460円	30,240円	30,688円

平成23年度における協会けんぽの任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、280,000円です。

介護保険第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の方であり、健康保険料率(9.45%)に介護保険料率(1.51%)が加わります。

健康保険料率のうち、5.83%は加入者の皆様のための給付等に充てられる基本保険料率となり、3.62%は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

## 保険料の納付方法について

任意継続被保険者の保険料は、納付書により毎月納付する方法のほか、次の方法があります。納付方法の変更に関するご相談などにつきましては、ご加入の協会けんぽ各支部あてにお問い合わせください。

口座振替による納付：ご指定の金融機関により口座振替（毎月1日）することができます。

前納による納付：事前に一定期間分を前納(まとめ払い)することができ、保険料が割引になります。納付期限は前納開始月の前月末となります。

〔一定期間分〕 6ヵ月分：4月分～9月分または10月分～翌年3月分  
12ヵ月分：4月分～翌年3月分

～ 保険料は納付期限までに納めていただくようお願いします ～